

平成 25 年 1 月 16 日

平成 24 年度補正予算(第 1 号)に伴う地方負担への対応

標記については、別添のとおり地方公共団体に連絡しました。

(連絡先)
自治財政局財政課
担当：村岡財政企画官、高梨係長
代表：03-5253-5111 (内線23314、23323)
直通：03-5253-5612
FAX：03-5253-5615

事 務 連 絡

平成25年1月15日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

平成24年度補正予算（第1号）に伴う対応について

政府は、平成25年1月15日に、平成24年度補正予算（第1号）の概算について閣議決定したところであります。

これに伴う財政措置等として別紙のとおり講じることを予定しておりますので、お知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 高梨

電話 03-5253-5612

(別 紙)

第1 国の補正予算

本日、政府は平成24年度補正予算（第1号）の概算について閣議決定し（別添資料参照）、次期通常国会に提出する予定である。

今回の補正予算においては、歳出面で、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）に沿って、事前防災・減災等関連経費2兆2,005億円、成長による富の創出関連経費2兆6,924億円、暮らしの安心・地域活性化関連経費3兆1,017億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1兆7,322億円等の修正減少額を計上している。また、歳入面で、税込2,610億円、税外収入1,496億円、公債金7兆8,052億円、前年度剰余金受入1兆9,870億円を追加計上等している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成24年度当初予算に対し、10兆2,027億円増加し、100兆5,366億円となっている。

第2 補正予算に係る財政措置等

1 通常収支分

今回の補正予算においては、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じること、また、平成24年度の普通交付税の執行抑制に伴い追加的な財政需要が生じたこと等から、以下のとおり財政措置を講じる予定である。

(1) 地方交付税

- ① 今回の補正予算において、地方交付税法第6条第2項の規定に基づき増額される平成24年度分の地方交付税の額2,906億円（平成23年度精算分2,244億円、平成24年度国税五税の自然増に伴うもの662億円）については、平成24年度において普通交付税の調整額の復活に要する額707億円を交付することとしたうえで、残余の額2,199億円について平成25年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じることとしていること。
- ② 「9月以降の一般会計の執行について」（平成24年9月7日閣議決定）に基づき、平成24年9月に交付すべき普通交付税について月割り交付を行ったことに伴い道府県において生じた追加的な金利負担に対応

するため、平成24年度分の地方交付税の総額に0.5億円を加算し、その全額を特例として特別交付税とする措置を講じることとしていること。

(2) 追加の財政需要

- ① 今回の補正予算により平成24年度に追加される投資的経費に係る地方負担額については、原則として、地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%（当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては当初の算入率）を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、原則として、単位費用により措置することとしていること。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしていること。

- ② 地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（4,700億円）の一部により対応することとしていること。

(3) 地域の元気臨時交付金（地域活性化・雇用創出臨時交付金）

緊急経済対策において追加される公共投資の地方負担が大規模であり、予算編成の遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し緊急経済対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう、今回限りの特別の措置として、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の追加公共投資の負担額等に応じて配分し、地域経済の活性化と雇用の創出を図る「地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）」を交付することとされていること。

地域の元気臨時交付金の総額は、今回の補正予算に計上された公共事業及び施設費（以下「公共事業等」という。）の地方負担総額の8割に相当する額として1兆3,980億円とされていること。

各地方公共団体への交付限度額は、今回の補正予算に計上された公共事業等の地方負担額等に応じて算定されること。なお、財政力の弱い団体等に配慮し、財政力指数により調整を行うこととしており、最も財政力の弱い団体で地方負担額の9割程度となるよう算定されること。

地域の元気臨時交付金の充当対象は、各地方公共団体が策定する地域の元気臨時交付金に係る実施計画に掲載された事業のうち、地方単独事業の所要経費（「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条第5号等に掲げる場合に該当し、地方債を財源とすることができる経費に限る。）、

建設公債の対象となる国庫補助事業（法令に国の補助負担割合が規定されていないものに限る。）の地方負担分等としており、各地方公共団体の申請に基づいて、交付限度額を上限として交付額が決定されること。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしていること。

2 東日本大震災分

(1) 震災復興特別交付税

津波による被災地域において安定的な生活基盤（住まい）の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、平成24年度分の震災復興特別交付税の総額に1,047億円を加算することとしている。

また、上記のほか、東日本大震災に係る復旧・復興事業に必要な経費に係る地方負担額については、平成24年度分の震災復興特別交付税の総額に167億円を加算したうえで全額を措置することとしている。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしている。

(2) 震災復興特別交付税の対象とならない経費（全国防災対策費）に係る地方負担額については、その100%まで地方債（緊急防災・減災事業（補助・直轄））を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしている。

3 上記1(1)及び2(1)の措置を講じるため、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）」を国会に提出する予定である。

なお、緊急経済対策においては、「施策の早期の実施を通じて経済への効果が一日も早く発揮されるよう、公共事業等に係る入札公告の前倒しや入札に関する手続きの簡素化その他の契約手続の迅速化、前払金制度の積極的活用等により予算の早期執行に万全を期する。」とされていることに留意されたい。

平成24年度一般会計補正予算(第1号)等について

平成25年1月15日

(単位 億円)

第一 一般会計予算の補正

1 歳出の補正額

(歳出の追加額)

(1) 事前防災・減災等	22,005
(2) 成長による富の創出	26,924
(3) 暮らしの安心・地域活性化	31,017
(4) 東日本大震災復興特別会計へ繰入	14,493
(5) 基礎年金国庫負担等の差額	25,842
(6) その他の経費	2,397
計	122,677

(歳出の修正減少額)

(1) 給与改定臨時特例法等に基づく給与削減相当額	△	3,328
(2) 既定経費の減額	△	17,322
計	△	20,650

合	計	102,027
---	---	---------

2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

(1) 租 税 及 印 紙 収 入	3,680
(2) そ の 他 収 入	1,938
(3) 公 債 金	81,042
① 公 債 金	55,200
② 年 金 特 例 公 債 金	25,842
(4) 前 年 度 剰 余 金 受 入	19,870
計	106,530

(歳入の修正減少額)

(1) 租 税 及 印 紙 収 入	△	1,070
(2) そ の 他 収 入	△	442
(3) 特 例 公 債 金	△	2,990
計	△	4,502
合 計		102,027

(備考) 上記の補正により、平成24年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ 1,005,366億円となる。

なお、計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

第二 特別会計予算の補正

東日本大震災復興特別会計、財政投融资特別会計など12特別会計について、所要の補正を行う。

第三 政府関係機関予算の補正

株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行う。

平成24年度補正予算フレーム

(単位：億円)

歳 出	歳 入
1. 事前防災・減災等関連経費	1. 税収
22,005	2,610
2. 成長による富の創出関連経費	2. 税外収入
26,924	1,495
3. 暮らしの安心・地域活性化関連経費	3. 公債金
31,017	52,210
(うち地域の元氣臨時交付金	4. 前年度剰余金受入
13,980)	8,706
4. その他の経費	
2,397	
5. 既定経費の減額	
▲ 17,322	
6. 復興特会への繰入	5. 前年度剰余金受入 (復興財源)
14,493	11,165
7. 国家公務員等の人件費削減	
▲ 3,328	
8. 基礎年金国庫負担等	6. 年金特例公債金
25,842	25,842
合 計	合 計
102,027	102,027

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 公債金 52,210億円の内訳：建設公債の増 55,200億円、特例公債の減 ▲2,990億円

(注3) 経済対策の財政支出：102,815億円 (一般会計歳出 1.~3.、復興関係経費 3,177億円、来年度の復興財源の追加 12,685億円、財政投融资特別会計における追加のうち 439億円、自動車安全特別会計における追加のうち 10億円、財政融資の追加 4,028億円、公事業等の国庫債務負担行為 2,530億円の合計)

(注4) 経済対策の財政支出に一般会計歳出 4.、8.を含めた補正予算全体の財政支出は 131,054億円

(参考) 平成24年度東日本大震災復興特別会計補正予算フレーム

(単位：億円)

歳 出	歳 入
1. 復興関係経費	1. 復興特別税収
3,177	252
2. 既定経費の減額	2. 税外収入
▲ 1,120	▲ 2
3. 来年度の復興財源の追加（復興債の償還）	3. 一般会計からの繰入
9,895	14,493
合 計	4. 来年度の復興財源の追加（復興債の減額）
11,953	▲ 2,790
	合 計
	11,953

④

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。